

海上自衛隊呉史料館  
維持管理運営事業

入札説明書

令和2年9月  
防衛省

## <目次>

第1	公告日	1
第2	契約担当官等	1
第3	事業概要	1
	(1) 事業名称	1
	(2) 事業の対象となる公共施設等の種類	1
	(3) 事業目的	1
	(4) 事業範囲	1
	(5) 付帯事業について	3
	(6) 事業場所等	3
	(7) 提供される業務の要求水準	4
	(8) 事業方式	4
	(9) 事業期間等	4
第4	入札参加資格要件	5
	(1) 入札参加者の構成に関する要件	5
	(2) 共通要件	6
	(3) 展示物等更新業務を実施する企業の参加資格要件	6
	(4) 維持管理業務を実施する企業の参加資格要件	7
	(5) 運営業務を実施する企業の参加資格要件	7
	(6) 入札参加企業及び入札参加グループの構成員の資格喪失について	7
第5	担当部局	9
第6	本入札説明書等に関する質問受付	9
	(1) 施設確認及び資料閲覧	9
	(2) 第1回質問の受付	9
	(3) 第1回質問への回答	10
	(4) 第2回質問の受付	10
	(5) 第2回質問への回答	10
第7	第一次審査資料の提出	10
	(1) 入札参加表明書、入札参加資格確認書類	10
	(2) 入札参加資格の確認	11
	(3) 構成員の変更	11
	(4) 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明	11
	(5) その他	11
第8	第二次審査資料の提出	12
	(1) 第二次審査資料	12
	(2) 提案内容審査結果通知	12
第9	入札書の提出	12
第10	入札方法等	12
	(1) 入札方法	12
	(2) 入札の辞退	13
	(3) 公正な入札の確保	13
	(4) 入札の取りやめ等	13
	(5) 入札価格の記載	13

(6) 入札執行回数.....	13
第11 第二次審査資料の取扱い.....	13
(1) 第二次審査資料の著作権等.....	13
(2) その他.....	14
第12 入札保証金及び契約保証金.....	14
(1) 入札保証金.....	14
(2) 契約保証金.....	14
第13 開札の実施.....	14
第14 入札の無効.....	14
第15 落札者の決定方法.....	15
(1) 落札者の決定方式.....	15
(2) 落札者の決定体制.....	15
(3) 落札者の決定方法.....	15
第16 基本協定書の締結.....	16
第17 SPCの設立等.....	16
第18 事業契約の締結.....	17
(1) 契約書作成の可否等.....	17
(2) 事業契約の締結.....	17
(3) 選定事業者の株主構成等について.....	17
(4) 契約金額.....	17
(5) 留意事項.....	17
第19 その他.....	17

(添付資料)

添付資料1	海上自衛隊呉史料館維持管理運営事業	業務要求水準書
添付資料2	海上自衛隊呉史料館維持管理運営事業	様式集及び記載要領
添付資料3	海上自衛隊呉史料館維持管理運営事業	落札者決定基準
添付資料4	海上自衛隊呉史料館維持管理運営事業	基本協定書(案)
添付資料5	海上自衛隊呉史料館維持管理運営事業	事業契約書(案)
別紙	暴力団排除に関する誓約事項	

(参考資料)

参考資料1	既存事業におけるくじら館協力会に対する負担金額(ボランティア経費)
参考資料2	水道光熱費の実績(令和元年度、平成30年度、平成29年度)
参考資料3	海上自衛隊呉史料館 入館者数
参考資料4	海上自衛隊呉史料館 令和2年度休館日等
参考資料5	海上自衛隊呉史料館 収蔵品一覧

海上自衛隊呉史料館維持管理運営事業（以下「本事業」という。）に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書（添付書類を含む。以下「本入札説明書」という。）によるものとする。

なお、本入札説明書は令和2年6月8日に公表した「海上自衛隊呉史料館維持管理運営事業 実施方針」並びに実施方針に関する質問・回答及び意見等を反映したものである。

また、本入札説明書等に記載がない事項については、本入札説明書等に対する質問・回答によるので、入札参加希望者は、これらを踏まえ、入札等に必要の手続きを行うこと。なお、本事業の実施に関して使用する言語は日本語とする。

## 第1 公告日

令和2年9月18日

## 第2 契約担当官等

支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 森田 治男

## 第3 事業概要

### (1) 事業名称

海上自衛隊呉史料館維持管理運営事業

### (2) 事業の対象となる公共施設等の種類

海上自衛隊員の教育及び広く国民一般等への広報活動により海上自衛隊の活動に対する理解の促進及び地域との共生に貢献することを目的とする史料館施設

### (3) 事業目的

本事業は、海上自衛隊の有する資料の展示・保存等を通じて、海上自衛隊員の教育、並びに海上自衛隊員の募集広報、及び広く国民一般等への広報活動により海上自衛隊に対する理解の促進及び地域との共生に貢献することを目的とするものである。

本事業は、隊員教育効果の向上と効果的な広報活動の実施を図るため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し実施するものとする。特に、本事業では、資料の展示・保存等の運営業務について民間に委ねるものとし、その創意工夫を通じて事業効果が更に高められることを期待するものである。

なお、本事業は、平成26年4月から令和3年3月までの契約期間において、PFI法に基づき実施中の海上自衛隊呉史料館建設維持管理事業に引き続き実施するものである。

### (4) 事業範囲

事業を実施する主体として選定された民間事業者（以下「選定事業者」という。）の業務範囲は以下のとおりである。

#### 1) 選定事業者の業務範囲

① 展示物等更新業務

- ア 史料館施設の改修企画業務
- イ 設備改修企画業務
- ウ 展示用潜水艦の改修企画業務
- エ 常設展示の改修企画業務
- オ ア～エに掲げる業務に係る調査・計画業務
- カ ア～エに掲げる業務に係る業務履行監理業務
- キ ア～エに掲げる業務に係る各種申請等の業務
- ク その他これらを実施する上で必要な関連業務

② 維持管理業務

- ア 史料館施設に係る維持管理業務（建築）
- イ 史料館施設に係る維持管理業務（設備）
- ウ 清掃業務
- エ 外構の保守点検業務
- オ 警備業務（巡回及び機械警備）
- カ 展示用潜水艦の維持管理業務（展示用潜水艦の清掃及び内部点検）※1
- キ その他これらを実施する上で必要な関連業務

③ 運営業務

- ア 常設展示業務（常設展示保守及び更新等）
- イ 企画展示業務
- ウ 資料の整理・保存業務※2
- エ 館内案内業務※3
- オ 広報業務
- カ 総務業務
- キ イベント実施業務（来場者 500 万人・600 万人及び 700 万人到達イベント等）
- ク 屋外施設開放業務
- ケ 制服試着体験業務
- コ その他これらを実施する上で必要な関連業務

※1 展示用潜水艦の内部点検等は、あらかじめ国の確認を受けた上で非公開区画を含めて選定事業者が実施する。

※2 資料の整理・保存業務は、あらかじめ国の確認を受けた上で選定事業者が行う。当該業務は、学芸員による指導のもと実施すること。

※3 現在、館内案内業務のうち展示解説業務の一部については、鉄のくじら館協力会（地域住民のボランティア団体。令和2年4月現在、44名が所属）と協力して実施している。協力に際して、現在の史料館運営事業者は、ボランティアスタッフの弁当・飲料等、制服、保険料及び記念品代を負担している。なお、本事業においても、選定事業者は、鉄のくじら館協力会と調整の上、支援を得ることを想定している。その際にボランティアに対して、史料館職員の業務

実施事項の遵守及び教育等を含めた管理を合わせて実施するものとする。

## (5) 付帯事業について

### 1) 付帯事業の提案

選定事業者は、国有財産の有効活用の観点から、本事業の用途又は目的を妨げない限度において、本件施設の一部を活用し自らの責任と負担において、以下の事業を行うことができる（以下当該事業を「付帯事業」という。）。

付帯事業は、国有財産の有効活用の観点から選定事業者の要望があれば実施できるものであり、実施を義務付けるものではない。付帯事業は原則として、事業期間の終了に伴い終了するものとする。ただし、選定事業者は、自らの意思で事業期間中に当該業務を終了することができる。この場合、選定事業者は当該業務の終了の180日前（休日含む）までにこれを国に通知するものとする。

また、付帯事業は、本事業の用途又は目的に影響を与えるおそれを避けることとする。事業期間中に付帯事業を提案する場合は、国と協議を行うものとする。

なお、付帯事業に係る維持管理・運営、光熱水費等は選定事業者が負担し、収益は選定事業者に帰属するものとする。

#### ① 喫茶・軽食コーナー運営事業

選定事業者が、食品衛生法第52条第1項等による飲食店営業一類の許可を取得した上で、利用者に対しコーヒー、アイスクリーム等を休憩スペース（史料館1階）において提供することを想定する。

なお、事前に国の承認を得た上で、選定事業者の責任と負担において、喫茶・軽食コーナーの拡張・改変をすることは可能である。

#### ② 物販コーナー運営事業

選定事業者が、史料館1階に設置されている物販コーナーを使用し、土産物、グッズ等を利用者に対し販売することを想定する。

なお、事前に国の承諾を得た上で、選定事業者の責任と負担において、既存の物販コーナーの拡張・改変をすることは可能である。

#### ③ その他の事業

選定事業者は、①及び②以外の付帯事業を、事前に国の承諾を得た上で、自らの責任と負担において実施することができる。

なお、利用者から料金を徴収する企画展やイベント等の実施は許可しない。

## (6) 事業場所等

本事業に係る施設は国が所有し、史料館、展示用潜水艦、屋外展示スペースから構成されている。なお、選定事業者が付帯事業を行う際の建物の使用条件は以下のとおりである。

### ① 使用料の徴収

本事業において、付帯事業を行うに当たり、国は、選定事業者に対して、当該施設の使用を認めることとし、その際、相応の使用料を徴収する。

なお、使用料の金額及び算定については、物価変動、近隣地の取引事例地等を参考として計算することとなるので、毎年度改定し、その都度、選定事業者へ通知する。過去の使用料実績は、以下を参照すること。

令和2年度建物使用料実績：約 12,500 円/㎡

② 事業期間終了後の取扱い

事業期間終了時に付帯事業を終了するものとし、原則、選定事業者により原状回復するものとする。

なお、選定事業者が整備・所有する設備等について国へ所有権の移転を行う場合は国と協議を行い、その詳細を決定するものとする。

(7) 提供される業務の要求水準

「海上自衛隊呉史料館維持管理運営事業 業務要求水準書」(以下「業務要求水準書」という。)(添付資料1)によるものとする。

(8) 事業方式

選定事業者は、事業期間中、史料館施設の展示物等更新業務、維持管理業務及び運営業務を遂行する方式(Operate(O)方式)により実施する。

なお、史料館への入館は無料とし、国、選定事業者とも入館料の徴収は行わない。

(9) 事業期間等

1) 事業期間

本事業の事業期間は、契約締結日から令和10年3月末までの期間である。

2) 今後の事業スケジュール

今後の事業スケジュールは以下のとおりである。

- ・基本協定の締結時期 令和3年1月
- ・事業契約の締結時期 令和3年3月
- ・業務引継期間 事業契約の締結日～令和3年3月末
- ・維持管理・運営期間 令和3年4月～令和10年3月
- ・展示物等更新期間※ 令和3年12月～令和4年2月

※ 展示物等更新期間中も本施設は開館する。これにより難しい場合は、国と選定事業者が協議し、国が合理的であると判断した場合は最低限の期間の閉館を認めるものとする。なお、当該期間に準備期間は含まない。

3) 選定の手順及びスケジュール

- |                 |                        |
|-----------------|------------------------|
| 令和2年9月18日       | 入札公告(入札説明書等の交付)        |
| 令和2年9月18日～30日   | 入札説明書等に対する第1回質問の受付     |
| 令和2年9月18日～10月2日 | 施設確認及び資料閲覧の申込          |
| 令和2年10月7日       | 入札説明書等に対する第1回質問への回答の公表 |
| 令和2年10月14日      | 第一次審査資料の受付             |

令和2年10月27日	入札参加資格確認通知の発送
令和2年10月14日～28日	入札説明書等に対する第2回質問の受付
令和2年11月11日	入札説明書等に対する第2回質問への回答の公表
令和2年12月2日	第二次審査資料の受付
令和3年1月14日	入札・開札
令和3年1月18日	落札者の決定及び公表
令和3年1月	基本協定の締結
令和3年3月	事業契約の締結

#### 第4 入札参加資格要件

##### (1) 入札参加者の構成に関する要件

入札参加者の構成に関する要件は、以下のとおりとする。

- 1) 入札参加者は、第3(4)1)に掲げる業務を実施することなどを予定する単体企業（以下「入札参加企業」という。）又は複数の企業によって構成される法人格のない共同企業体（以下「入札参加グループ」という。）であること。
- 2) 入札参加グループを構成する企業（以下「構成員」という。）は、構成員（A）、構成員（B）又は構成員（C）のいずれかとし、各構成員の定義は、以下のとおりとする（なお、入札参加企業又は入札参加グループが落札者として決定された後に、本事業を実施するために株式会社として設立する特別目的会社（Special Purpose Company）を、以下「SPC」という。）。

分類	定義
構成員（A）	SPCから直接に業務の受託・請負をし、かつSPCに出資する企業
構成員（B）	SPCから直接に業務の受託・請負はしないが、SPCに出資する企業
構成員（C）	SPCから直接に業務の受託・請負をするが、SPCには出資しない企業

※入札参加企業は、構成員（A）となる。

- 3) 入札参加グループは、入札に当たり、各構成員が本事業の遂行上果たす役割等を明らかにし、構成員（A）の中から一社を代表企業として定め、当該代表企業が入札手続を行うこととする。
- 4) SPCから、第3(4)1)に掲げる業務を直接に受託・請負をする企業は、構成員（A）又は構成員（C）のいずれかの形で入札参加グループに参加すること。
- 5) 4)の規定にかかわらず、第4(5)に示す運営業務を実施する企業のうち少なくとも一社は、構成員（A）として入札参加グループに参加すること。
- 6) 落札者として選定された入札参加企業又は入札参加グループは、本事業を実施するためにSPCを設立すること。
- 7) 入札参加グループの代表企業の出資比率（議決権割合を基準として算定する。以下同じ。）は、出資者中最大とする。また、代表企業を含む構成員（A）の出資比率の合計は、50%を超えるものとする。
- 8) 入札参加企業及び入札参加グループの構成員は、他の入札参加グループの構成員になることはできない。

- 9) 入札参加グループの構成員の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合（第4(2)～(5)に定める要件を満たさなくなった場合を除く。）は、国と協議を行うこととし、協議の結果、国が妥当と認めた場合は、入札参加グループの代表企業以外の構成員を入札参加資格の確認を受けた上で、事業計画の提案内容を記載した書類（以下「提案書類」という。）の提出期限までに追加変更することができるものとする。なお、第4(2)～(5)に定める要件を満たさなくなった場合については、本入札説明書第4(6)の規定が適用される。

## (2) 共通要件

入札参加企業及び入札参加グループの構成員は、いずれも以下の要件を全て満たすこと。

- 1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- 2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- 3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立をしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をしていない者であること。  
なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立をした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立をした者であっても、手続開始の決定がなされた後において競争参加資格の級別の格付けを受けている場合は、本件への入札参加を認める。
- 4) 入札参加表明書及び競争参加資格確認書類の提出期限の日から落札者の決定が終了するまでの期間に、中国四国防衛局から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止等を受けていないこと。
- 5) 中国四国防衛局が、本事業について導入可能性調査業務及びアドバイザー業務を委託したパシフィックコンサルタンツ株式会社並びにパシフィックコンサルタンツ株式会社が本アドバイザー業務において提携関係にある日比谷パーク法律事務所又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。  
なお、「資本面において関連がある者」とは、これらの者の総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその発行済株式総数の100分の50を超える株式を有してしている者を、「人事面において関連のある者」とは、入札参加企業又は入札参加グループの構成員の代表権を有する役員が、これらの者の代表権を有する役員を兼ねている場合の者をいう（以下同じ。）。
- 6) 第15(2)に定める審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- 7) PFI法第9条各号に示される欠格事由に該当する者でないこと。

## (3) 展示物等更新業務を実施する企業の参加資格要件

第3(4)1)①に示す展示物等更新業務を実施する企業は、以下の要件を満たすこと。

- 1) 国と締結した契約に関し、契約に違反し、又は国が実施した入札において落札者になりながら、正当な理由なくして契約を拒み、若しくは官庁の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- 2) 防衛省整備計画局施設計画課長から建設工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の、「管工事」、「電気工事」又は「内装仕上工事」において級別の格付けを受け、中国四国防衛局に競争参加資格

を希望していること。

- 3) 複数の者が分担して業務を行う場合には、それぞれが実施する工事種別について、2)を満足すること。

#### (4) 維持管理業務を実施する企業の参加資格要件

第3(4)1)②に示す維持管理業務を実施する企業は、以下の要件を満たすこと。

- 1) 国と締結した契約に関し、契約に違反し、又は国が実施した入札において落札者になりながら、正当な理由なくして契約を拒み、若しくは官庁の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められる者でないこと。
- 2) 令和01・02・03年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）審査において、資格の種類が「役務の提供等」の「建物管理等各種保守管理」において「A」、「B」又は「C」の格付を受け、中国地域の競争参加資格を有する者であること。
- 3) 平成22年度以降に、公共施設の維持管理業務実績（建築躯体及び設備の保守点検及び修繕業務を含むもの。複数の実績により満足することも認められる。）があること。
- 4) 維持管理業務を実施するために必要となる資格を有していることを証明した者であること。

#### (5) 運営業務を実施する企業の参加資格要件

第3(4)1)③に示す運営業務を実施する企業は、1)の要件を満たすとともに、2)又は3)のいずれかの要件を満たすこと。

- 1) 国と締結した契約に関し、契約に違反し、又は国が実施した入札において落札者になりながら、正当な理由なくして契約を拒み、若しくは官庁の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められる者でないこと。
- 2) 平成22年度以降に、国又は地方公共団体所管の広報施設等の事務・案内業務実績があること。
- 3) 平成22年度以降に、博物館法（昭和26年法律第285号）上の登録博物館若しくは博物館相当施設の運営業務、運営計画業務又はそれらに付随した内容検討業務のいずれかの業務実績があること。  
なお、「博物館相当施設」とは、建築基準法別表第1(3)項の用途に類するもので建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第115条の3第2号に規定する博物館、美術館及び図書館のいずれかに該当する施設（建築確認申請上の用途がこれら3種に該当する施設）をいう。
- 4) 運営業務を実施する者が複数いる場合は、少なくとも1社が2)又は3)を満足すること。

#### (6) 入札参加企業及び入札参加グループの構成員の資格喪失について

入札参加企業又は入札参加グループの構成員が、入札参加資格確認後に入札参加資格(第4(2)～(5)参照)を喪失した場合は、以下の取扱いとする。なお、次の2)①ア～ウにより提案書類を提出することができる場合であっても、それに伴う提案書類提出日や落札者決定日の変更は行わない。

##### 1) 入札参加企業の場合

- ① 入札参加企業は、入札参加資格を有すると確認を受けた日から提案書類提出日前日までの間に入札参加資格を喪失した場合、提案書類を提出することはできない。
- ② 入札参加企業は、提案書類提出日から落札者決定前日までの間に入札参加資格を喪失した場合、失格とする。
- ③ 落札者として決定された入札参加企業は、落札者決定日から事業契約締結日前日までの間に入

札参加資格を喪失した場合であっても失格とはならず、当該落札者決定に影響はないものとして取り扱うものとする。

2) 入札参加グループの場合

次の①及び②の場合に、入札参加グループについて、第4(1)に掲げる入札参加者の構成に関する要件が充足されない場合は、当該入札参加グループは落札者として決定されないこととする。なお、変更等により要件が充足される場合は、速やかに構成員等変更届を「海上自衛隊呉史料館維持管理運営事業 様式集及び記載要領」（以下「様式集及び記載要領」という。）（添付資料2）に従い提出しなければならない。

① 入札参加資格を有すると確認を受けた日から提案書類提出日前日までの間に入札参加資格を喪失した場合

- ア 代表企業が入札参加資格を喪失した場合は、当該代表企業が受託・請負する予定であったのと同種の業務について入札参加資格が認められた者が当該入札参加グループの構成員の中に存在し、かつ、当該入札参加グループの構成員の中から新たに代表企業を選定する場合には限り（入札参加資格未確認の企業を代表企業として新たに当該入札参加グループに追加することは認めない）、入札参加資格を喪失した当初の代表企業を当該入札参加グループから除外した上で、提案書類を提出することができる。この場合、当初の代表企業が出資を予定していた金額については、他の構成員が拠出することを条件とする。
- イ 代表企業以外の構成員（A）又は構成員（C）が入札参加資格を喪失した場合は、当該構成員の他に、当該構成員が受託・請負する予定であったのと同種の業務について入札参加資格が認められた者が当該入札参加グループの構成員の中にいる場合は、提案書類を提出することができる。入札参加資格を喪失した構成員が受託・請負する予定であったのと同種の業務について、入札参加資格が認められた者が当該入札参加グループ内に他に存在しない場合は、新たに入札参加資格の確認を受けた場合に限り構成員の追加を認める。これらの場合のうち構成員（A）が資格を喪失した場合、当初の構成員（A）が出資を予定していた金額については、他の構成員が拠出しなければならない。なお、上記のいずれの場合も、入札参加資格を喪失した構成員は当該入札参加グループから除外されるものとする。
- ウ 構成員（B）が入札参加資格を喪失した場合は、当該構成員を入札参加グループから除外した上で（入札参加資格未確認の新たな企業を当該入札参加グループに追加することなく）、当該構成員が出資を予定していた金額について他の構成員が拠出することを条件として、提案書類を提出することができる。

② 提案書類提出から落札者決定前日までの間に入札参加資格を喪失した場合

- ア 代表企業を含む構成員（A）が資格を喪失した場合は、当該入札参加グループを失格とする。
- イ 構成員（B）が入札参加資格を喪失した場合は、当該構成員を入札参加グループから除外し、当該構成員が出資を予定していた金額について他の構成員が拠出することを条件として、審査の対象として認める。
- ウ 構成員（C）が入札参加資格を喪失した場合は、当該構成員の他に、当該構成員が受託・請負する予定であったのと同種の業務について入札参加資格が認められた者が当該入札参加

グループの構成員の中にいる場合は、既に提出された提案書類の内容（提案価格を含む。）を一切変更せず、かつ、変更後の構成員がその提案内容を確実に実行できることが当該入札参加グループによる説明等により確認された場合に、構成員（C）の変更を認める。入札参加資格を喪失した構成員が受託・請負する予定であったのと同種の業務について、入札参加資格が認められた者が当該入札参加グループ内に他に存在しない場合は、新たに入札参加資格の確認を受け、既に提出された提案書類の内容（提案価格を含む。）を一切変更せず、かつ、変更後の構成員がその提案内容を確実に実行できることが当該入札参加グループによる説明等により確認された場合に限り構成員の追加を認める。なお、上記のいずれの場合も、入札参加資格を喪失した構成員は当該入札参加グループから除外されるものとする。

③ 落札者決定日から事業契約締結日前日までの間に入札参加資格を喪失した場合

落札者として決定された当該入札参加グループの構成員が入札参加資格を喪失した場合であっても、当該入札参加グループは失格とはならず、当該落札者決定に影響はないものとして取り扱うものとする

## 第5 担当部局

防衛省 中国四国防衛局 総務部 契約課

住所：広島県広島市中区上八丁堀 6-30

TEL：082-223-7233

FAX：082-222-3027

Mail：keiyaku-cs@ext.chushi.rdb.mod.go.jp

## 第6 本入札説明書等に関する質問受付

### (1) 施設確認及び資料閲覧

国は、海上自衛隊呉史料館において、施設確認及び資料閲覧を以下のとおり実施する。

施設確認及び資料閲覧を希望する者は、様式集及び記載要領（添付資料2）に示す施設確認及び資料閲覧申込書により提出すること。

受付期間：令和2年9月18日（金）から令和2年10月2日（金）午後5時まで。

提出先：第5項の担当部局

提出方法：第5項の担当部局へ電子メールにより行うこと。また、国が当該メールを受信したことを確認するため電話確認を行うこと。

実施期間：令和2年9月28日（月）から令和2年10月12日（月）

ただし、閉館日（9月29日（火）、10月6日（火）、8日（木））を除く

### (2) 第1回質問の受付

国は本入札説明書等に記載された内容に関する第1回質問を以下のとおり受け付ける。

受付期間	令和2年9月18日（金）から9月30日（水）午後5時まで
提出先	第5項の担当部局
様式	質問書（様式2-1～様式2-6）を用いること。
媒体	Microsoft Excel（Microsoft Excel 2016で対応可能なバージョン）により作成すること。
提出方法	次のいずれかにより提出すること。 ①持参：印刷物を添付したCD-ROMを持参すること。 なお、提出を受けたCD-ROMは返却しない。 ②郵送：印刷物を添付したCD-ROMを郵送すること。（受付期間内に到着すること） なお、提出を受けたCD-ROMは返却しない。 ③電子メール：添付ファイルとして、上記の提出先の電子メールアドレスへ送信すること。 なお、この場合は、電話により着信を確認すること。

### (3) 第1回質問への回答

(2)により受け付けた質問及びこれに対する回答は、令和2年10月7日（水）（予定）に、防衛省ホームページ等において公表する。

なお、質問の内容が、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るものであり、公表することにより質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものについては、質問及び回答を公表しない場合がある。また、公平性及び透明性を確保するため、入札説明書等の内容について電話での直接回答は行わない。

### (4) 第2回質問の受付

国は本入札説明書等に記載された内容に関する第2回質問を以下のとおり受け付ける。

受付期間：令和2年10月14日（水）から令和2年10月28日（水）午後5時まで。

提出先：第5項の担当部局

提出方法：上記(2)に同じ

なお、入札参加資格が認められなかった者への質問には回答しない。

### (5) 第2回質問への回答

(4)により受け付けた質問及びこれに対する回答は、令和2年11月11日（水）（予定）に、防衛省ホームページ等において公表する。

なお、質問の内容が、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るものであり、公表することにより質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものについては、質問及び回答を公表しない場合がある。また、公平性及び透明性を確保するため、入札説明書等の内容について電話での直接回答は行わない。

## 第7 第一次審査資料の提出

### (1) 入札参加表明書、入札参加資格確認書類

#### 1) 入札参加表明書及び入札参加資格確認書類の受付等

入札参加者希望者は、本入札に参加することを表明し、第4項に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次に従い、入札参加表明書及び入札参加資格確認書類（以下「第一次審査資料」

という。)を提出し、支出負担行為担当官より入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記第4(2)～(5)に掲げる建設工事に係る一般競争(指名競争)参加資格又は防衛省競争参加資格の認定を受けていない者も、第一次審査資料を提出することができるが、第二次審査資料の提出期限までに、当該資格の認定を受けていることを条件として、入札参加資格があることを確認するものとする。

提出期限：令和2年9月18日(金)から令和2年10月14日(水)(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下、「行政機関の休日」という。)を除く。)の毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。

提出先：第5項の担当部局

提出方法：第5項の担当部局へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)(以下「郵送等」という。)によるものとする。

## 2) 提出書類様式

提出書類は、様式集及び記載要領(添付資料2)に従い作成すること。

## (2) 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、第一次審査資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和2年10月27日(火)までに書面で通知する。

## (3) 構成員の変更

入札参加資格確認後は、入札参加グループの構成員の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更は認めない。ただし、第4(6)2)①に示すやむを得ない事情が生じ、入札参加グループの構成員を第二次審査資料の提出日までに変更又は追加しようとする者にあつては、構成員等変更届を様式集及び記載要領(添付資料2)に従い提出するとともに、変更又は追加後において第4項に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、(1)に掲げる資料を再提出し、入札参加を認められた場合に限り、構成員の変更及び追加並びに携わる予定業務を変更することができる。

## (4) 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して入札参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面(様式は自由)により、説明を求めることができる。

提出期限：令和2年10月30日(金)午後5時まで。

提出先：第5項の担当部局

提出方法：第5項の担当部局へ持参により行なうこと。

支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、令和2年11月6日(金)までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

## (5) その他

1) 第一次審査資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

- 2) 支出負担行為担当官は、提出された第一次審査資料を、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- 3) 提出された第一次審査資料は、返却しない。
- 4) (3)ただし書に該当する場合を除き、第一次審査資料の提出期限以降における第一次審査資料の差し替え及び再提出は認めない。従って、入札参加希望者は様式集及び記載要領（添付資料2）を熟読し、脱漏・不備等が無いよう特段の注意を払い、第一次審査資料を作成すること。
- 5) 第一次審査資料に関する問い合わせ先は第5項の担当部局。

## 第8 第二次審査資料の提出

### (1) 第二次審査資料

入札参加者は、本事業に係る提案書類（以下、「第二次審査資料」という。）を提出すること。

なお、以下の提出期限までに第二次審査資料を提出しない者は本入札に参加することができない。

提出期限：令和2年12月2日（水）午後5時まで。（行政機関の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。）

提出先：第5項の担当部局

提出方法：第5項の担当部局へ持参又は郵送等によるものとする。

### (2) 提案内容審査結果通知

提案内容審査の結果は令和3年1月12日（火）に書面で通知する。

## 第9 入札書の提出

入札参加者は、入札書を開札日当日に持参するものとする。なお、郵送等により以下の日時までに提出することも可とする。また、入札参加者は、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に示す事項について誓約したものと見なされる。

提出期限：令和3年1月13日（水）正午必着

提出先：第5項の担当部局

## 第10 入札方法等

### (1) 入札方法

- 1) 入札参加者は、本入札説明書等及び本入札説明書等に対する質問・回答を熟覧のうえ、入札書を提出しなければならない。
- 2) 入札書は持参又は郵送等により行うこと。
- 3) 入札書は、様式集及び記載要領（添付資料2）に従い作成し、封かんのうえ、入札参加企業名又は入札参加グループ名及び代表企業名を表記し、入札公告に示した時刻までに、入札書を提出しなければならない。
- 4) 入札書を提出するに当たっては、支出負担行為担当官により入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを添付しなければならない。
- 5) 入札参加者は、代理人（入札参加者により完成された入札書を伝達する使者は含まない。）をして入札させるときは、その委任状を様式集及び記載要領（添付資料2）に従い作成し、提出場所に持参させなければならない。
- 6) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることがで

きない。

- 7) 入札参加者は、予算決算及び会計令第 71 条第 1 項の規定に該当する者を入札代理人にすることができない。

## (2) 入札の辞退

入札参加資格の確認を受けた者は、入札執行の完了（入札書の提出をいう。）に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 1) 入札執行前であっては、様式集及び記載要領（添付資料 2）に定める「入札辞退届」を上記第 5 項の担当部局に直接持参することにより、申し出るものとする。
- 2) 入札中であっては、「入札辞退届」又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出することにより、申し出るものとする。

## (3) 公正な入札の確保

- 1) 入札参加者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思について如何なる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

## (4) 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

## (5) 入札価格の記載

入札参加者は、入札価格の算定方法について「海上自衛隊呉史料館維持管理運営事業 事業契約書（案）」（以下「事業契約書（案）」という。）（添付資料 5）別紙 6 を参照の上、展示物等更新業務に係る対価、維持管理業務に係る対価及び運營業務に係る対価により入札価格を見積るものとする。入札参加者は、見積った入札金額（税抜）を入札書に記載すること。

## (6) 入札執行回数

入札執行回数は、原則として 2 回を限度とする。なお、2 回目の入札の執行は、支出負担行為担当官が指定する日に実施する。

## 第 11 第二次審査資料の取扱い

第二次審査資料は、様式集及び記載要領（添付資料 2）に従い作成すること。なお、第二次審査資料の作成及び提出に係る全ての費用は、入札参加者の負担とする。

### (1) 第二次審査資料の著作権等

- 1) 著作権等

第二次審査資料の著作権は、入札参加者に帰属する。また、入札参加者から提出された資料は、落札者の決定にかかわる公表を除き、入札参加者に無断で使用しない。また、契約に至らなかった入札参加者の第二次審査資料については、本事業の公表以外については使用せず、入札参加者の第二次審査資料については返却しない。

2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負う。

(2) その他

- 1) 国が提供する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。
- 2) 複数の提案を行うことはできない。
- 3) 第二次審査資料提出後は原則、第二次審査資料の変更、差し替え又は再提出は認めない。
- 4) 第二次審査資料に関する問い合わせ先は第5項の担当部局。

## 第12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

免除する。

## 第13 開札の実施

国は、以下のとおり開札を行う。

開札日時：令和3年1月14日（木）午前11時00分

開札場所：中国四国防衛局5階会議室

## 第14 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

- 1) 入札公告に示すところにより入札参加を認められなかった者の行った入札  
※なお、支出負担行為担当官により入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札書提出後開札の時までに第4(2)～(5)に掲げる資格を失った者、又は、開札の時において第4(2)～(5)に掲げる資格のない者は、入札参加資格のない者に該当する。
- 2) 委任状を持参しない代理人の行った入札
- 3) 入札参加表明書に記載された入札参加企業又は入札参加グループの代表企業以外の者の行った入札
- 4) 入札参加表明書その他の一切の提出した書類に虚偽の記載をした者の行った入札
- 5) 記名押印を欠く入札

- 6) 金額を訂正した入札
- 7) 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札
- 8) 明らかに連合によると認められる入札
- 9) 同一事項の入札について他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- 10) その他本入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

## 第15 落札者の決定方法

### (1) 落札者の決定方式

本事業は、民間事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、本事業を実施する民間事業者の選定に当たっては、サービス対価の額、展示物等更新能力、維持管理能力、事業運営能力その他の条件により選定（いわゆる総合評価一般競争入札：会計法第29条の6第2項並びに予算決算及び会計令第91条第2項）を行う予定である。

### (2) 落札者の決定体制

落札者の決定に当たり、部外学識経験者、呉地方総監部職員、自衛隊広島地方協力本部職員で構成する審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。審査委員会は、提案内容審査における評価項目の詳細に係る検討及び入札参加者から提出された第二次審査資料の審査を行う。

審査委員会の構成員は以下のとおりである。なお、呉地方総監部職員、自衛隊広島地方協力本部にあっては、人事異動が発生した場合はその官職に就いた後任者とする。

委員長	吉長 成恭	ちゅうごくPPP／PFI推進機構代表理事
委員	福田 和恵	公認会計士
委員	寺嶋 文秀	呉市産業部長
委員	植田 康熙	海上自衛隊呉地方総監部管理部長
委員	鷹尾 潤	自衛隊広島地方協力本部長

### (3) 落札者の決定方法

国は、以下の手順により落札者を決定する。

#### 1) 第一次審査

第一次審査は、入札参加者が本事業の実施に携わる者として適正な資格と必要な能力を備えていることを確認するものであり、本入札説明書に定める資格及び実績の有無について確認する。

国は、入札参加者が提出した第一次審査資料について、資料作成の不備の有無、本入札説明書に示す入札参加資格要件の有無を確認し、資料作成の不備がある者及び入札参加資格を認められない者を欠格とする。

なお、第一次審査の結果は、第二次審査資料を提出できる有資格者を選定するものであり、第一次審査の結果は第二次審査に影響を与えるものではない。

#### 2) 第二次審査

第二次審査は、総合評価一般競争入札により落札者を決定するため、入札参加者が策定した事業提案を評価するものであり、以下のとおり「海上自衛隊呉史料館維持管理運営事業 落札者決定基

準」(以下「落札者決定基準」という。)(添付資料3)に定める評価項目及び得点配分により評価する。

- ① 国は、資料作成の不備の有無を確認の上、入札参加者が策定した事業の提案内容について、業務要求水準書(添付資料1)に定める要求水準(必須項目)を全て充足しているかについて審査を行い、合格者については、基礎点を付与する。
- ② 国は、事業計画に関する提案が要求水準(必須項目)を充足したうえで、更に国が特に重視する項目(加点項目)について、優れていると認められるものについては、審査委員会の審査に基づき、その程度に応じて加算点を付与し、評価する。なお、審査委員会は、審査過程において第二次審査資料を提出した入札参加者にヒアリングを実施する場合がある。ヒアリングの日は追って通知する。

### 3) 開札

国は、入札参加者の入札価格が国の設定する予定価格の範囲内か否かを確認する。入札価格が予定価格を超えている入札参加者については失格とする。

なお、開札した全ての入札価格が予定価格を超えている場合は、再度入札を行い、その際、全ての入札参加者が辞退した場合は、再公告とする予定である。

### 4) 総合評価

入札価格が予定価格の範囲内である者のうち、2)によって得られる基礎点と加算点の合計を入札価格で除した数値(以下「総合評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。なお、総合評価値の最も高い者が二者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

### 5) 入札結果の公表

落札者の決定を行った場合には、その結果を防衛省ホームページ等において速やかに公表する。なお、PFI法第11条に規定する客観的評価については、国が落札者と基本協定を締結した後に公表する。

### 6) 落札者を決定しない場合

民間事業者の募集、評価及び落札者の決定において、最終的に入札参加者がいない、いずれの入札参加者も公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、落札者を決定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を防衛省ホームページ等において速やかに公表する。

## 第16 基本協定書の締結

落札者は、落札者決定後速やかに、国(支出負担行為担当官)を相手方として、「海上自衛隊呉史料館建設維持管理運営事業 基本協定書(案)」(添付資料4)により、基本協定を締結しなければならない。

## 第17 SPCの設立等

入札参加者は、本事業に係る提案書類の審査の結果、落札者として決定された場合は、本事業を実施するため、会社法(平成17年法律第86号)に定める株式会社としてSPCを設立する。

## 第18 事業契約の締結

### (1) 契約書作成の要否等 要

### (2) 事業契約の締結

S P Cは、落札者決定後令和3年3月末までに、国（支出負担行為担当官）を相手方として、事業契約書（案）（添付資料5）により、事業契約を締結しなければならない。事業契約は、展示物等更新業務、維持管理業務及び運營業務等について包括的かつ詳細に規定し、事業期間を令和10年3月31日までとする。

### (3) 選定事業者の株主構成等について

選定事業者たるS P Cの株主は、事業契約が終了するまでの間S P Cの株式を保有するものとし、国の事前の書面による承諾がある場合を除き、株式の譲渡、担保権の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

### (4) 契約金額

契約金額は、落札者が入札書に記載した金額に消費税及び地方消費税を加えた金額とする。

### (5) 留意事項

1) 手続における交渉の有無  
なし

2) 支払条件  
事業契約書（案）（添付資料5）別紙6及び別紙8を参照のこと。

3) 保険等の付保の要否  
事業契約書（案）（添付資料5）別紙9を参照のこと。

4) 本事業に係る業務以外で、本事業に直接関連する業務に関する他の契約を本業務の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無  
なし

5) 関連情報を入手するための照会窓口  
第5項の担当部局に同じ

## 第19 その他

- 1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2) 入札参加希望者は、入札及び契約心得（平成18年装本公示第1号）、入札心得書等について（平成22年装本施計第2732号）及び本入札説明書を熟読し、これを遵守すること。ただし、本心得と本入札説明書等で取扱が異なる事項については、本入札説明書等による。
- 3) 入札をした者は、入札後、本入札説明書についての不明を理由に異議を申立てることはできない。

- 4) 第一次審査資料又は第二次審査資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- 5) 事業提案については、その後の他の事業等において、その内容が一般的に適用される状態になった場合には、無償で使用できるものとする。ただし、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのある提案については、この限りでない。
- 6) 国が事業提案を認めることにより、落札者の責任が軽減されるものではない。
- 7) 取り扱い上の注意を要する文書等の閲覧等については、様式集及び記載要領（添付資料2）に示す情報の保全に関する誓約書（様式1）を提出の上、閲覧等を行うものとする。